

# 資料 1

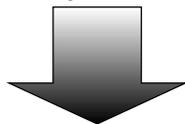
## 大規模林道事業の整備のあり方検討委員会報告書のポイント

- 1 「大規模林道事業の整備のあり方検討委員会（座長：北村昌美山形大学名誉教授）」は、特殊法人等整理合理化計画（H13.12.19閣議決定）に基づき、大規模林道の建設予定区間（全 144区間のうち20区間、総延長距離 284.4km、対象は北海道、福島、富山、岐阜、鳥取、島根、広島、愛媛、高知の 9 道県）について、今後の整備のあり方を検討し最終報告書を取りまとめ
- 2 検討委員会は、平成14年 8 月以降、12回の委員会を開催するとともに、5 地域で現地調査を実施。さらに、現地調査に併せて地元等意見聴取の実施（77名から聴取）、文書による意見・情報の募集（307件の提出）を行うなど、地元や自然保護団体等から意見を十分に聞いて慎重に検討（毎回の委員会の議事概要等はインターネット公表、資料については公開）
- 3 検討の結果、建設予定区間の全ての区間（20区間）について抜本的な見直しが適当との結論

7区間については当該区間すべて大規模林道での整備を取りやめることとし、必要に応じ補助林道事業等の整備手法を検討することが適当（平取、昭和、会津若松・下郷、上市・立山、美土里、吉和、鬼が城・薬師谷の各区間）

13区間については、区間の一部の取りやめ、幅員の縮小或いは線形の変更などの計画変更を行い、大規模林道として整備を実施する方向で検討することが適当

（様似、置戸・陸別、西会津、下郷、大山、大山・大沢野、美山・板取、若桜・智頭、匹見・美都、庄原・三和、八面山・稲が窪、田ノ川・古尾、大正・東津野の各区間）



建設予定区間の総延長距離の41%に相当する115.2kmについて、大規模林道事業での整備を取りやめ

大規模林道事業として整備を検討する169.2km全てについて、幅員の縮小等の見直しを実施